

■ タクシーの新たな取り組み ■

(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会では「タクシー業界において今後新たに取り組むべき事項について」として11種の新たな革新的サービスの実現を掲げております。

東京では、この目標の実現に向けた取り組みを実施しており、既に多くの会社で導入されているサービスもあります。

この目標だけでなく、今後革新的なタクシーサービスを実現させるために取り組むものも併せて掲載します。

1. ユニバーサルデザインタクシー（JPN TAXIの出発式）

平成29年10月23日に運行が開始した日には出発式を実施し、非常に多くのメディアに広く報道が宣伝されました。

宣伝効果としては11月までに**845件**の掲載、**約6億円**の効果がありました。

■ 出発式当日の様子



石井国土交通大臣、豊田社長・役員の皆様、川鍋会長、ドライバーの皆様で集合写真



掲載状況

媒体	件数
テレビ	23件
新聞・雑誌	141件
WEB	681件
合計	845件

当日は、会場（Mega web）と潮風公園間をマスコミの方に市場いただき、非常に好評でした！

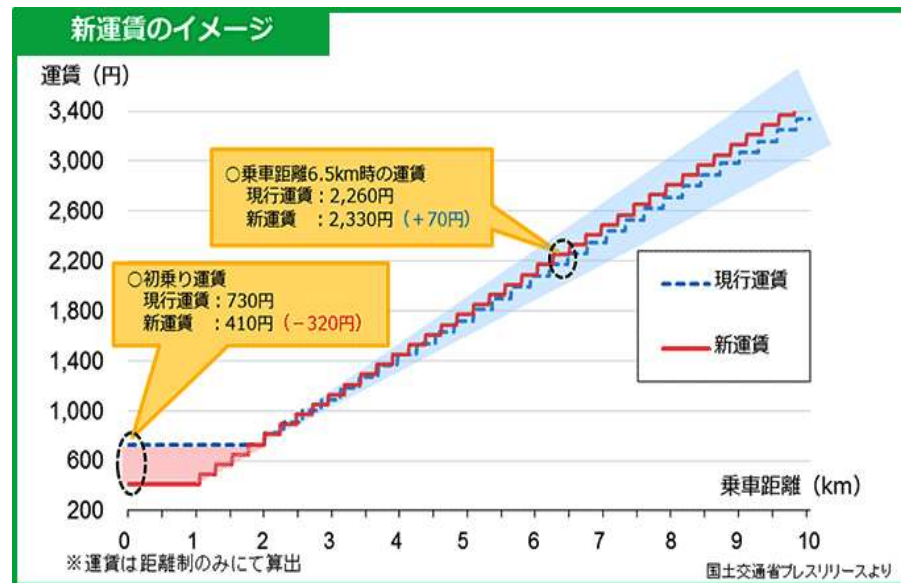
2. 初乗り距離短縮運賃の導入

初乗り距離を短縮することによる初乗り運賃の引き下げを行うことにより、乗りやすいタクシーの実現しました！

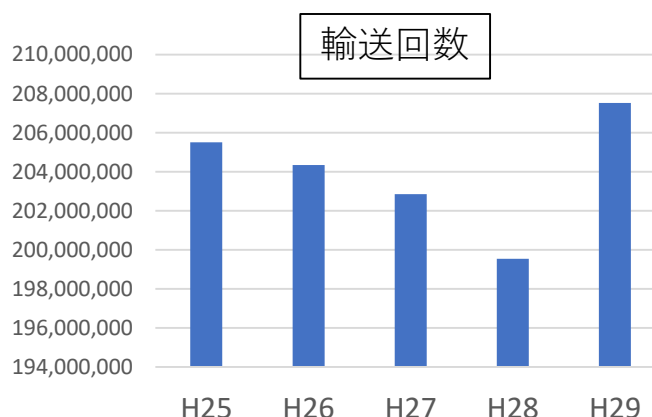
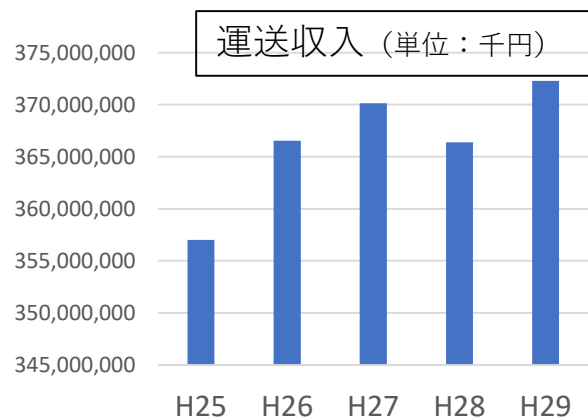
■実施開始：平成29年1月30日より開始

■実施内容：

	新運賃	旧運賃
初乗り距離	1. 0 5 2 k m	2. 0 0 0 m
初乗り運賃	4 1 0 円	7 3 0 円
加算距離	2 3 7 m	2 8 0 m
加算運賃	8 0 円	9 0 円
時間距離 併用制運賃	時速10km以下 90秒毎に80円	時速10km以下 105秒毎に90円



■実績：輸送回数、運送収入が上がっており、**利用者・会社（乗務員）**ともに**Win-Win**な運賃制度となっています！



過去5年比較
最大の利用状況！

3. 事前確定運賃の実証実験

タクシーに乗車する前に運賃を確定させる「事前確定運賃」は、「渋滞等により運賃が高くなるかもしれない」、「到着するまでメーターを気にしなくてはいけない」という運賃に関する不安をなくし、タクシーを使いやすくすることを狙っています。

■実証実験

実施時期：平成29年8月7日～10月6日

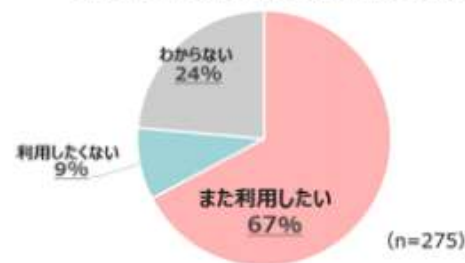


■実証実験結果（国土交通発表資料から）

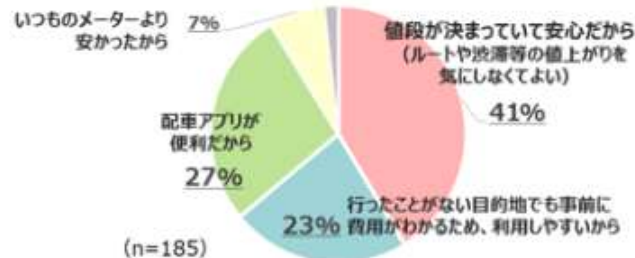
○利用意向

- ・約7割の利用者が「本格導入されたらまた利用したい」と回答
- ・その最も多かった利用は「値段が決まっていて安心であること」

①制度が本格導入されたらまた利用したいか



②また利用したい理由（複数回答可）

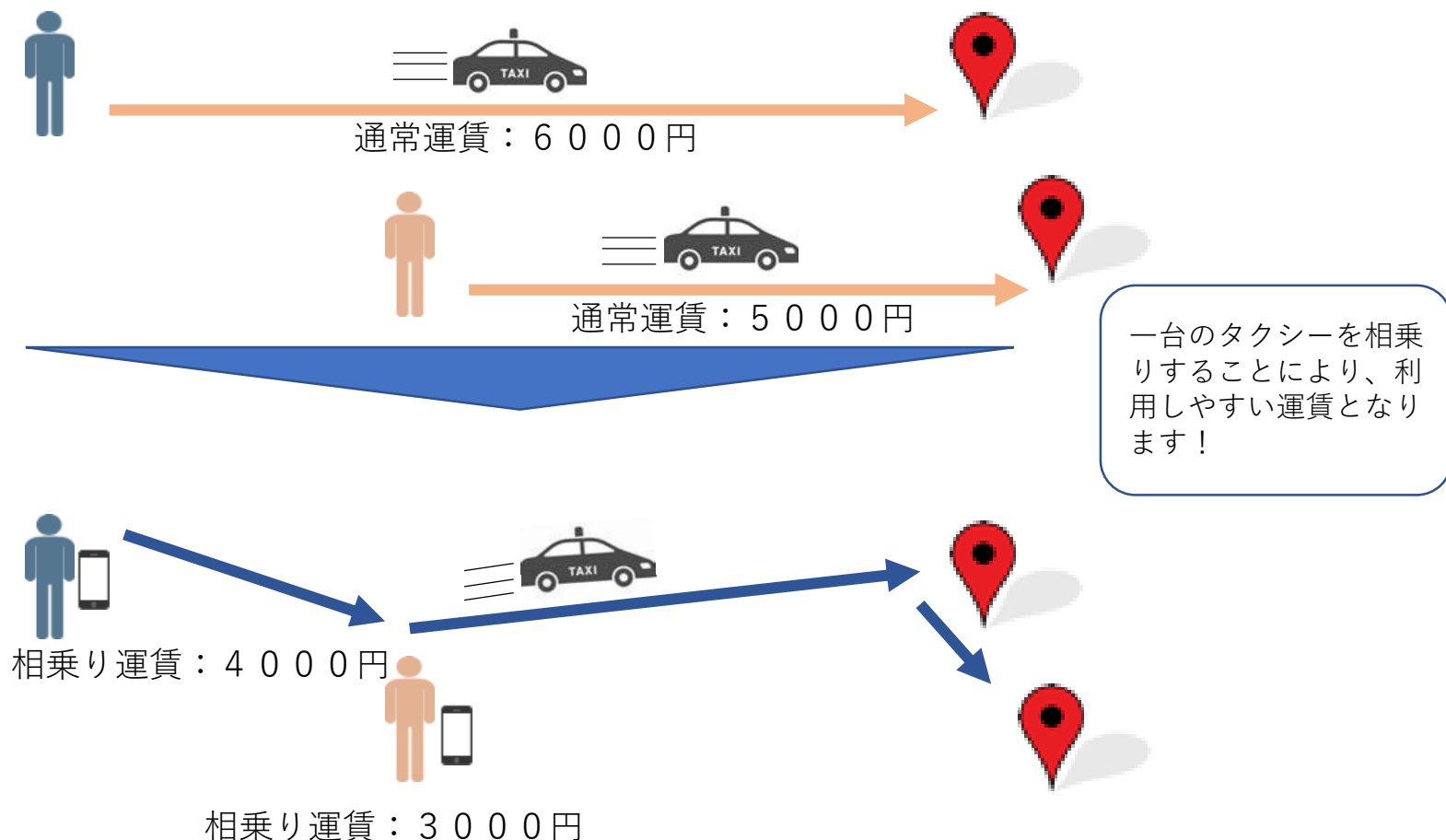


4-1. 相乗り運賃（タクシーシェア）の実証実験

配車アプリで、複数の利用者を1台のタクシーにマッチングすることにより、お一人で乗車するよりも廉価な運賃で利用が出来、且つ事前に運賃がわかる仕組みとなっております。「タクシーの運賃は高いから」、「タクシーの運賃がわからず不安」という理由で利用を控えていた方にも利用しやすいタクシーを目指します。

■実証実験

実施時期：平成30年1月22日～3月11日

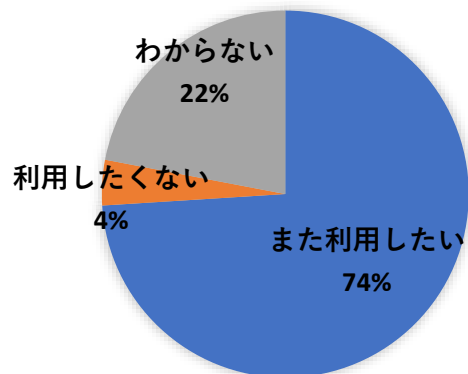


4-2. 相乗り運賃（タクシーシェア）の実証実験 結果

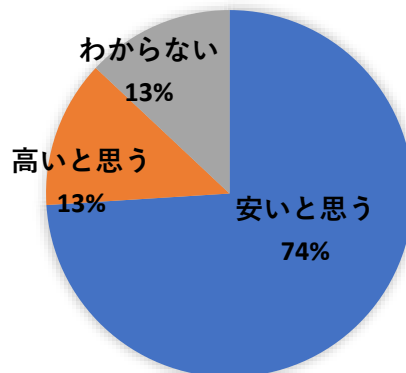
実証実験中に利用いただいた方には非常に好評の結果となったが、相乗りのマッチングには課題が残るものとなった。また、当サービスについてインターネット調査したところ、相乗りに対しての不安感が強い回答結果となった。制度化に向けては、これらの解消をする必要があらうかと思われます。

■利用者アンケート

- ・「相乗りタクシー」が本格的に導入された場合、また利用したいと思いますか



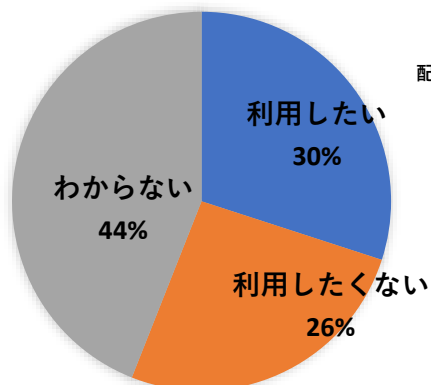
- ・「相乗り運賃」についてどのように思いますか



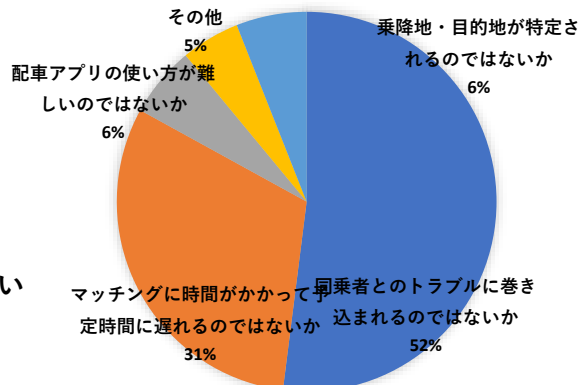
実際にご利用いただけたら、「相乗り」の良さを実感いただける結果となった。利用障壁を下げるのが、課題になった。

■インターネット調査

- ・「相乗りタクシー」が本格的に導入された場合、利用したいと思いますか



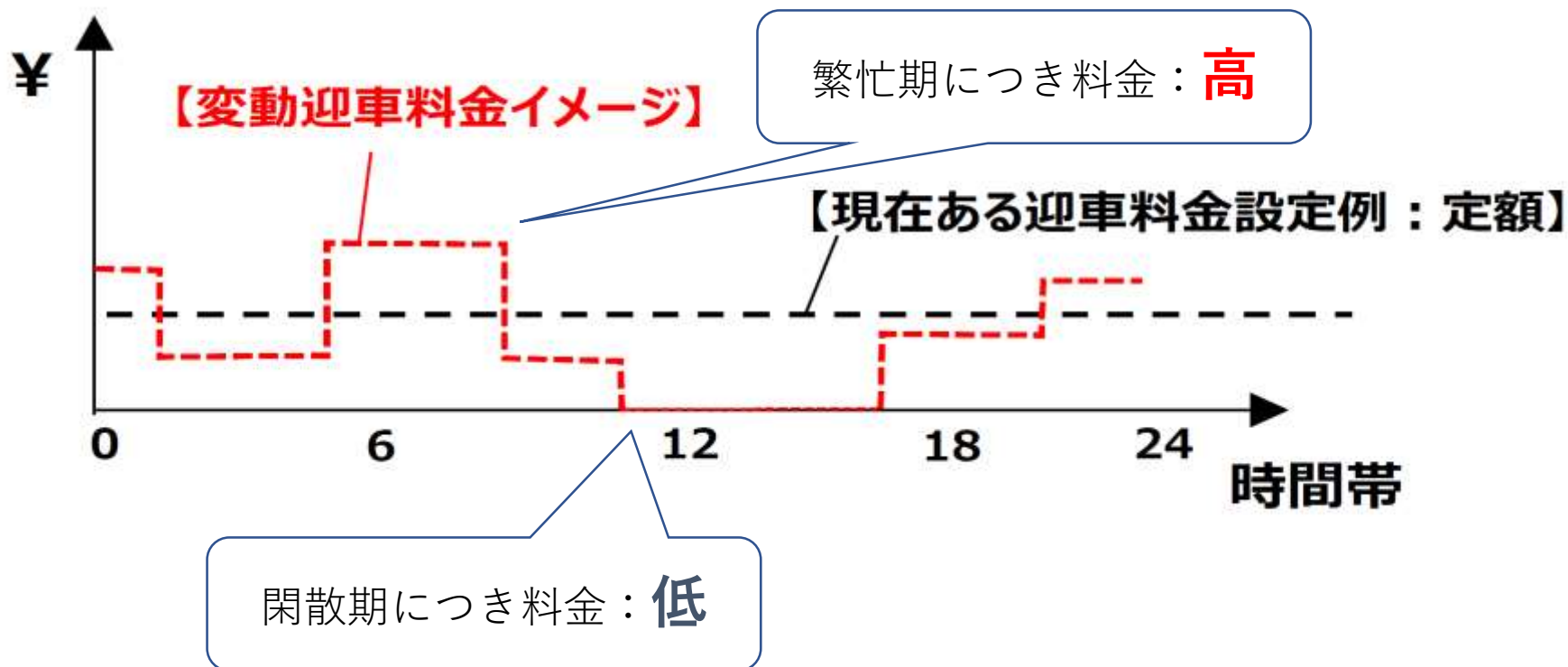
- ・「相乗りタクシー」利用の際に、一番気になることは何ですか。



5. アプリ配車の導入自動車数及び対応者数シェア (新たなサービスの創出)

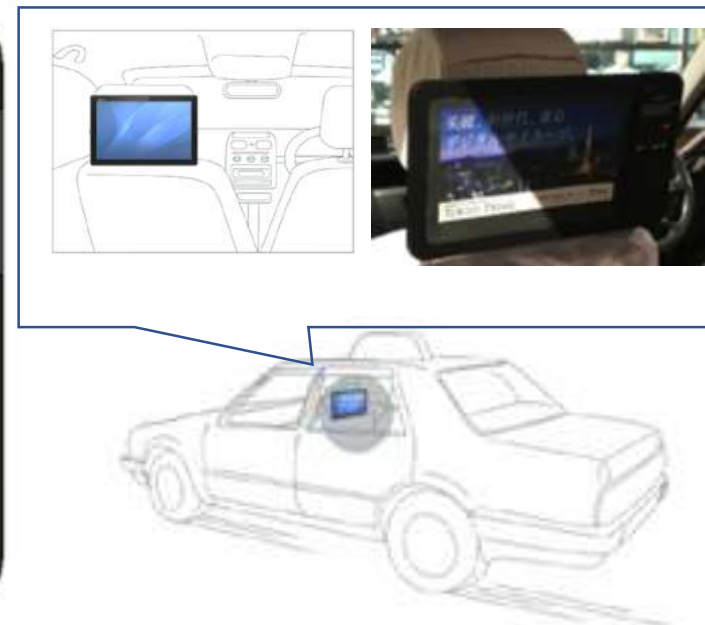
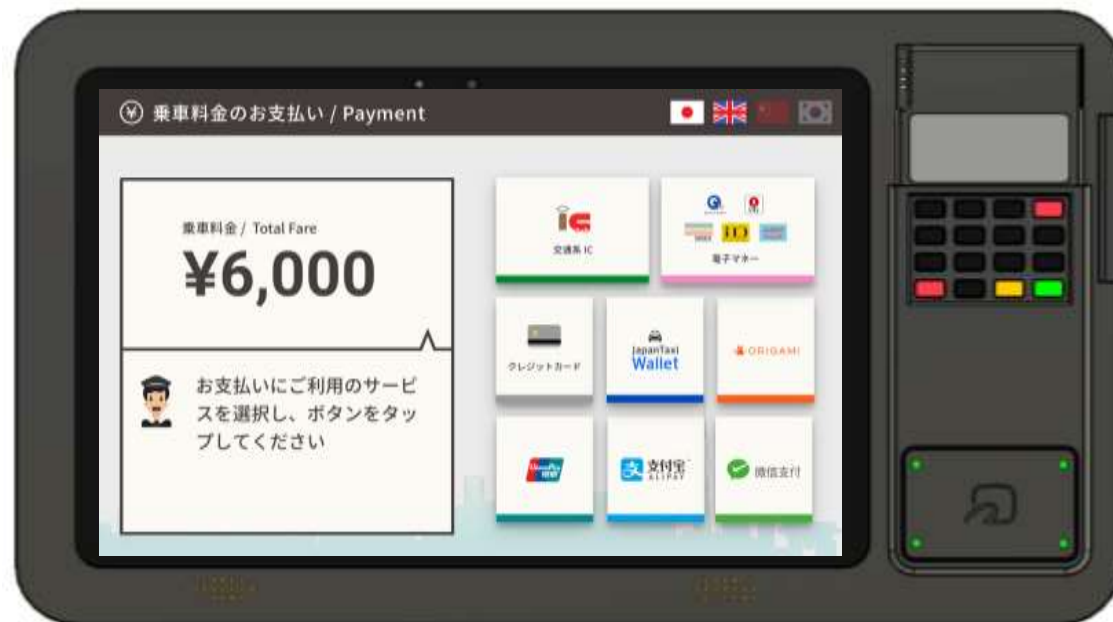
需要に応じた迎車回想料金を変動させる変動迎車料金は、荒天時等においてタクシーの需要が急増する一方で空車での走行が約半分を占める現状を踏まえると、繁忙時の効率配車や閑散期の需要喚起を促す料金設定がタクシーの生産性を向上させ、利用者の利便性を高めるものと期待されています。

■実施時期：平成30年11月1日～11月30日（実施中）



6. 多言語対応タブレットの導入

多言語タブレットの導入により翻訳機能によるコミュニケーションの円滑化、簡易的な決済の実現、またサイネージによるデジタル広告の発信も可能となります。



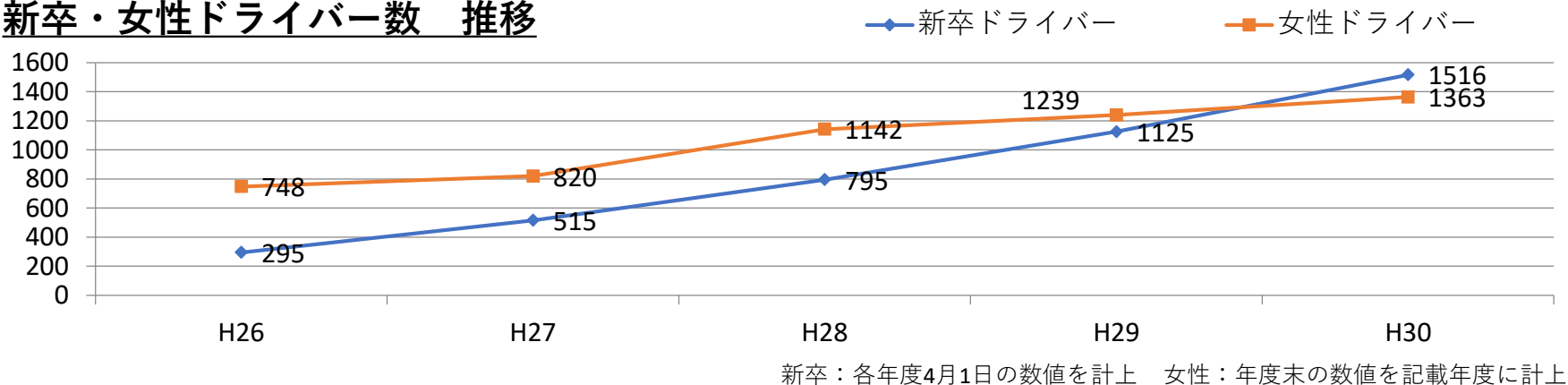
東京都では平成30年度に1億円(約2000台分)、導入補助の予算が計上されており、現在、導入に向け鋭意準備中です。

当協会では、次年度においても、継続して予算要望をしており、**1万台普及目標のJPN TAXI全台**にタブレット導入することが最大目標です。

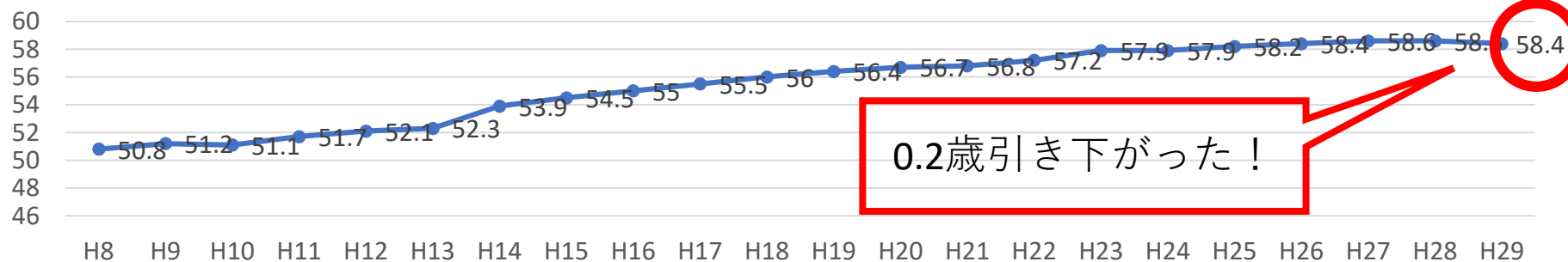
その他の取組（③新卒・女性ドライバーの採用・若年層需要創出）

多様化するニーズに応えるために、新卒・女性ドライバーの採用を促進しており、共に増加傾向にあります。平成29年度には、採用活動が実を結び、わずかながら乗務員の平均年齢も向上しました。

新卒・女性ドライバー数 推移



乗務員年齢推移



■新卒・女性ドライバーにとってのメリット

・平均給与が同世代に比べ高い。

（月給比較・・・タク業界：約36万円・東京都新卒平均：約21万）

・ワークライフバランスが良い

（隔日勤務で月11～13日の乗務、昼勤のみ可）

出展：（一社）東京ハイヤー・タクシー協会
（公財）東京タクシーセンター
厚生労働省・賃金構造基本統計調査

東京都特別区・武三交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱

制定平成21年10月14日

(目的)

第1条 東京都特別区・武三交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、東京都特別区・武三交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。
3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 準特定地域計画の作成
- (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
 - ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
 - ① 協議会の運営方法
 - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(7)は、同第2項に規定する構成員。

- (1) 関係地方公共団体の長
- (2) タクシー事業者等
- (3) 労働組合等
- (4) 地域住民
- (5) 学識経験者

~~④ 太田和博(専修大学商学部教授)~~

②① 戸崎肇(首都大学東京特任教授)

③② 若林亜理砂(駒澤大学法科大学院教授)

- (6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者

東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長

- (7) その他協議会が必要と認める者

① 佐々木達也(読売新聞東京本社主任研究員兼編集委員)

② 保坂健二(ニッポン放送編成局編成業務部部長)

③ 小笠原勝(株式会社文昌堂執行役員・総務部部長)

④ 公益財団法人東京タクシーセンター 専務理事

- 2 協議会は前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

- 3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。)に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

- 4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

- 3 会長の任期は平成31年9月30日までとする。

- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成31年9月30日までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 会長の選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。
 - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑥ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
 - (3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意すること。
 - ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
 - ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① 会長が合意すること。
 - ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。
- 11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。
- 12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。
- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
- また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 16 会長は、次に掲げる事項に加え、軽微な事項について、やむを得ない事由により協議会の開催が困難な場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。
- なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。
- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
 - (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(分科会)

- 第6条 協議会の運営のため、協議会会長が必要と認めたときは、協議会の下に分科会を設置することができる。
- 2 分科会は、第3条の実施事項の内容に応じ、第4条の構成員のうちから協議会会長が必要と認めた者で構成する。
- 3 分科会には、会長をおき、分科会会長は、協議会会長が指名する。
- 4 分科会で検討した内容は、協議会に報告するものとする。
- 5 その他分科会の運営に関して必要な事項は、協議会会長と分科会会長で協議し定める

ものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成22年 9月21日 一部改正

附則 平成23年11月 4日 一部改正

附則 平成24年11月20日 一部改正

附則 平成25年11月28日 一部改正

附則 平成26年 1月24日 一部改正

附則 平成26年 2月18日 一部改正

附則 平成27年 2月24日 一部改正

附則 平成27年12月15日 一部改正

附則 平成29年 6月29日 一部改正

附則 平成30年 月 日 一部改正